

ご契約者様

リビングエール（長期就業不能所得補償保険）普通保険約款・特約条項の一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では 2024 年 4 月 1 日以降保険始期契約から、長期就業不能所得補償保険（リビングエール）の普通保険約款・特約条項について一部改定を行います。

改定内容につきまして下記のとおりご案内いたします。

敬具

記

1. 保険金の代理請求者の対象範囲拡大

被保険者が保険金請求できない場合に、現在は法律上の配偶者または 3 親等以内の親族が代理請求できるものとしていますが、これらの方がない場合でも同居または生計を共にする方のうち当社所定の条件を満たす方（内縁関係にある方等）が保険金請求を行えるように改定します。

【普通保険約款】

第 35 条（保険金の請求）

（6）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から④までのいずれかに該当する者（注 1）がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注 2）

②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

③①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注 2）または②以外の 3 親等内の親族

④①、②および③に規定する者がいない場合または①、②および③に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする者

（注 1）当会社所定の書類などにより、被保険者との関係および上位の代理人となる者がいないことまたは上位の代理人となる者に保険金を請求できない事情があることが確認でき、かつ、代理人として保険金を請求すべき適当な理由があると当会社が認めた者に限ります。

（注 2）配偶者

法律上の配偶者に限ります。

2. 就業不能が開始したときの通知の変更

現在、就業不能の発生日から 30 日以内の事故通知義務を定めていますが、支払対象外期間が長期の契約者の利便性を考慮して支払対象外期間が終了してから 30 日経過した日を通知期限とするように改定します。

【普通保険約款】

第 33 条（就業不能期間が開始したときの通知）

- (1) 被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の就業不能になった場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、就業不能期間が開始した日から支払対象外期間に 30 日を加えた期間が終了するまでに身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

3. 就業不能再発の取扱変更

支払対象外期間の終了と同時に就業不能が終了しその後再度同一の就業不能が発生した場合、現在は別の事故として新たに支払対象外期間を適用していますが、再発とみなし新たに支払対象外期間を適用しないように改定します。普通保険約款のほか、支払対象外期間の入院就業不能補償特約第 3 条（再入院の取扱い）も、当該特約の支払対象外期間の終了と同時に入院が終了しその後当該入院の原因となった身体障害によって再入院した場合、新たに支払対象外期間を適用しないように改定します。

【普通保険約款】

第 7 条（就業不能の再発の取扱い）

- (1) 支払対象外期間以上の就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに支払対象外期間および対象期間の規定を適用しません。

【ご参考】

約款改定後の普通保険約款・特約条項につきましては、以下をご参照ください。

[リビングエール（長期就業不能所得補償保険）普通保険約款・特約（PDF 形式、1.07MB）はこちら](#)

【お問い合わせ先】

ご不明な点につきましては、取扱代理店またはキャピタル損害保険までお問い合わせください。

以上